

# 「中右記部類」と相撲

吉 田 早 苗

七世紀後半に唐から導入された七月七日節に行われる行事として、相撲が定着したのは八世紀前半であった。その後次第に七月七日節は相撲が中心の節すなわち相撲節と位置づけられるようになり、期日も天長三年（八二六）に、平城天皇の忌日である七月七日を避けて十六日に改められた後は七日を離れ、九世紀後半に七月下旬に落ち着いた。また中国の影響を受け九世紀前半に成立したと思われる国家行事としての盛大的儀式が、九世紀末以降近衛府が運営する縮小された形式に変わつて行く。

これは一日目が十七番の相撲が行われる「召合」、二日目が選抜相撲である「拔出」が行われる「御覽日」という一日間の構成であった。

相撲関連を通じて大きな年中行事であった相撲節は、十一世紀後半には次第に開催の間隔があき、十二世紀に入ると長治元年（一一〇四）、天永二年（一一一）、保安三年（一二二二）に行われた後、中絶状態となる。三十年以上経た保元三年（一二五八）に藤原信西の朝儀再興の中で復活するが再び途絶え、後白河院政期の承安四年（一一七四）を最後に廃絶した。<sup>(1)</sup>

こうして開催が断続的になる院政期の相撲節については、『江家次第』などの儀式書とともに『後二条師通記』『為房卿記』などの貴族の日

記が主たる史料となる。藤原宗忠（一〇六一—一四一）の日記『中右記』もその一つであるが、『中右記』をもとに作成された九条家旧蔵の『中右記部類』においては、相撲が特別な扱われ方をしており、自身で作成にあたつたと考えられる宗忠の、ひいては当時の相撲に対する見方、あるいは九条本の性格について示唆を与えるものである。

本稿では九条本のうち相撲を取り上げて検討し、あわせて後半部の「臨時五番」を掲載する。『中右記部類』全般については別に「『中右記部類』について」を用意しており参考していただきたい。

## 二

藤原宗忠がみずから指示して日記の部類記を作成したことは、『中右記』保安元年（一一〇〇）六月十七日条「今日私暦記部類了、従寛治元年、至此五月卅日、<sup>〔卅脱〕</sup>四年間暦記也、合十五帙百六十巻也、従去々年至今日、分侍男共、且令書写且令切続、終其功也」及び同二十五日条「新抄百六十巻目録自筆書写了」の記事により広く知られている。<sup>(3)</sup>すなわち二年前より作業を開始し、三十四年間の日記を新たに書写させたものを割裂類集し、十五帙百六十巻に成卷して部類記が完成した。そして宗忠自身が百六十巻の目録の書写を完了したのが二十五日であった。

一方で、九条家旧蔵の平安末—鎌倉初期の書写にかかる古写本『中右

記部類』十二卷<sup>(4)</sup>が、現在宮内庁書陵部などに所蔵されている。以前はこれらの中の九条家旧蔵本が『中右記』にみえる「私暦記部類」の古写本と考えられていたが、その構成から類推して卷数は全体で三十巻を多少越える程度と考へられ、百六十巻には遠く及ばないことから、両者が全く別の書であることを益田宗氏が指摘された。<sup>(5)</sup>しかしこの九条本の由来などについては現在まで明らかになつていてない。料紙の紙背は、漢詩集、『公卿補任』、文書類の三種類であり、文書の一部は『平安遺文』に収載され、漢詩集は『中右記部類紙背漢詩集』、『公卿補任』は『異本公卿補任』<sup>(6)</sup>の題名で翻刻されている。

詳しく述べ別稿に譲るが九条本『中右記部類』にはいくつかの特色がある。まず第一に、部類記の中には、本記の文章を忠実に集めたものと、多少省略あるいは要約して構成する場合とがあるが、九条本では本文を書き換えた文章になつていることが珍しくなく、本記にない内容が追加されていることもある。そのなかには宗忠以外の筆者を想定しえない文章がみえ、九条本の作成者を宗忠と比定してよいと思われる。なお九条本は書写の忠実さに欠け、宗忠による本記の変更か単なる誤写か判別不明な場合もある。

第二にはその巻に収めた行事について、日記の記事の実例とともに儀式次第を載せていることである。これらの次第は九条本が書写の底本とした書では裏書であつたようだが、書写の際には裏書、表、押紙などいくつかの方法で写された。その後の伝來の間に押紙の一部は紛失・移動し、あるいは装丁を改められて現在にいたつてある。これまでこのような形態の変更についてあまり考慮されておらず、それが紙背の漢詩研究において多少混乱を生じる結果となつたようである。

一例をあげれば、第十八は本来の押紙の一部を巻末に貼り継いで成卷し直している。当然のことながら、紙背に着目すれば本文および押紙相

互において接続は不連続となる。こうしたことは他の巻でもあり、本稿で扱う第七については次節で述べるが、それを含めて紙背の漢詩集については別稿で検討している。

### 三

『中右記部類』第七（一巻）は、現在国立歴史民俗博物館に所蔵される。旧蔵者宮本長則氏によつて形態が改変され、紙背であつた漢詩集を表にする形で成卷されている。標紙および「中右記部類第七 年中行事七秋上」とする外題は他の九条本と同じ体裁である。<sup>(9)</sup>

本文は巻頭部分に、

「年中行事 七秋上  
七月」

とあり、「相撲」「臨時五番」の二項目を収載する。

前半の「相撲」は次の構成となつてゐる。

○寛治二年（一〇八八）

七月二十五—二十七日

一十六日（召合）手番  
一十七日（拔出）手番

○相撲内取（次第）

○相撲召仰（次第）

○寛治六年

七月十七、十九、二十七、二十九、三十日

二十九日（召合）手番

三十日（抜出）手番

○相撲召合（次第）

○御覽（次第）

○嘉保二年（一〇九五）

七月二十九—八月一日

七月三十日（召合）手番

八月一日（拔出）手番

○天永二年

八月二、十七、二十、二十一日

まず『中右記』本記と対照すると、記事の文章が本記と多少相違していることは、九条本の他の巻と同様である。そして寛治二年・同六年・嘉保二年では、本記にはない召合・拔出の手番（相撲の取組表、手結とも書く）が記事とは別に載せられていることが注目すべき点である。次に次第では、「相撲召仰」の末尾に「已上注」との注記がある。また相撲節の開催を命ずる「召仰」と、相撲節に出場する相撲人を決定する予選を天皇の前で行う「内取」の順序が逆になっている。すなわち底本では、これらの次第は「召仰」「内取」の順に続けて書かれた裏書であつた。それを書写の際に内容を考慮せず、表から見たままの「内取」「召仰」の順に写してしまつたのである。底本の状態と、九条本の書きの程度を示す例といえよう。

また寛治二年七月二十六日召合の手番の裏にあたる個所に押紙一点が付されていた。料紙は第七の他の部分と同じく漢詩集の裏を用いており、表は「相撲最手一寺院以後」、として最手の名を列記する。近世の写本である勧修寺家旧蔵<sup>(10)</sup>および鷹司家旧蔵<sup>(11)</sup>の「中右記部類」では表裏とも書写であることを示す例といえよう。

そしてこれまで存在が明らかでなかつたこの押紙が、平成九年（一九九七）十一月の東京古典会古典籍下見展観大入札会に出品された。<sup>(14)</sup>表の「最手歴名」、紙背の漢詩集とも新写本と一致しており、九条本の押紙であることに疑いはない。ただし新写本の祖本が書写された時点より破損が進んでいる。

表の「最手歴名」を次に示す。

め、多少の位置のずれは考えうるが、内容は十世紀後半以来の最手の一覽表であり、手番の初出の裏という個所に矛盾はない。両書は九条本を直接書写した写本ではなく、近世初頭以前に書写された写本を共通の祖本とすると思われる転写本であり、この押紙が逸失した時期は不明である。

そして川口氏をはじめとするこの部分についての従来の研究は、紙背の漢詩集を対象としたものであり、九条本『中右記部類』の書写の方法の特色などはそれほど検討されていなかつた。そのためこの個所が押紙の書写であると認識されず、漢詩集研究において疑問点となっていた。

すなわち古写本のこの部分は、紙背の漢詩集に三行分ほどの空白があり、内容も連続していない。勧修寺本・鷹司本では、第七の紙背は紙背のみで冊子一冊に収められている。問題の部分についてみると、古写本の空白の位置に前に続けて何の注記も施さずに押紙の裏の漢詩集を写し、その個所にものとの押紙の表を書写した半丁ほどの大きさの押紙を付してある。両書に従えば、一見したところ押紙の紙背を割り込ませた部分もある。漢詩集が連続しているとみえるが、作者・詩題と詩の内容などを検討する前後に矛盾が生じることになり、川口氏、「図書寮叢刊」とも疑問を示された。<sup>(12)</sup>その後藤昭雄氏が、この部分が古写本第十八および勧修寺本第二十八紙背の漢詩と接続することを明らかにされたが、状態については第七に「錯入している」と書かれているのみである。<sup>(13)</sup>

「相撲最手」一条院以後、

左

私宗平 伴背多世 大鹿文時 三春時正  
公侯恒時 俊村 真髮為成 三花高行  
大江久遠 御長忠雄 公侯恒則 則恒利  
小野友高 大藏永季 県真(直) 成綱

右

紀豊堺 三宅時弘 越智常世 真上勝岡  
県為永 服高平 凡遠方 丹波棟吉  
越智忠助 小野高恒 豊原惟助 莢田秀貞  
大宅光総 豊原惟遠

最手とは相撲節における左右各方の相撲人の首席の名称である。押紙という形態が示すように、この「最手歴名」は、相撲という行事についての参考として供するため付された史料ということになる。相撲人研究に興味深い内容であるが、個々の相撲人についての検討は別の機会に譲り、本稿では歴名にみえる最手の上限と下限について述べておく。<sup>(15)</sup>

左の一一番の私宗平は、永延元年（九八七）八月八日に藤原兼家の東三条第一で行われた臨時相撲の手番の五番に紀豊任とともにみえ、「共最手

也」と、その年の相撲節で最手を勤めたことが注記されている（史料「臨時五番」参照）。この豊任が歴名の右の一一番にあげられた紀豊堺である。「とよたふ」と読むのである。

左の最後の成綱は天永二年の相撲節に初めて助手（最手に次ぐ相撲人の次席。脇・腋とも）となつた藤井成綱である。彼は野口実氏が明らかにされたように、下野国の足利一門の武士であった。<sup>(16)</sup>直前の皇居大炊殿の火災により中止された承暦四年（一一一六）の相撲節、あるいはその次に開催された保安三年の相撲節で最手となつたのである。右の豊原

惟遠は天永二年に初めて最手に立ち、永久四年にも最手とみえる。<sup>(19)</sup>同じく野口氏によれば尾張国の武士小熊氏である。

永延元年の相撲節は、その前年の寛和二年（九八六）に即位した一条天皇にとって最初の相撲節である。そしてその直前の相撲節は、円融天皇の永觀二年（九八四）に行われており、『今昔物語集』によれば、最手は左真髮成村、右海恒世であった。<sup>(20)</sup>この押紙が注記にいうように一条天皇の時以来の最手を列記したことは明らかである。永延元年の相撲節では九世紀前半以来ほぼ三〇年ぶりに相撲司別当が置かれた。<sup>(21)</sup>これは九世紀末以後相撲節が近衛府により運営されるようになる以前の時期に、相撲節の運営を担当するために編成された組織である相撲司の責任者である。<sup>(22)</sup>詳しい史料がないため経緯は不明だが、永延元年におけるこの措置は相撲節に関する古来の朝儀復活を意図したものと思われる。後述の「臨時五番」が示すように、宗忠の手許にはそれ以前の最手についても史料があり、その中で彼が「最手歴名」を「一条院以後」から始めたことは、當時この時が相撲節の一つの画期と認識されていたのではないかと考えられる。<sup>(23)</sup>

#### 四

次に後半の「臨時五番」について述べたい（付表2参照）。前半は延喜七年（九〇七）—承暦二年（一〇七九）の臨時相撲御覽の記事を引き、「已上依為希代事、引人々記所書入也」と注記があり、『中右記』以外の史料であることを明記している。

最初の延喜七年は、皇太夫人藤原溫子あるいは光孝天皇皇子源是恒の死去のために恒例の相撲召合が中止された後、八月九日に仁寿殿東庭（仁寿殿と綾綺殿の間の庭）で行われた醍醐天皇の臨時相撲御覽の手番である。相撲節が挙行された後に相撲御覽があつた天暦四年（九五〇）

以降の例とは異なっている。ただし次にみえる天暦四年が延喜七年を先例とし、またその天暦四年が後の相撲御覽で先例とされたことから、延喜七年はこの行事の濫觴とみなされていたのかもしれない。

延喜七年および続く天暦四年・同十年の臨時相撲は、「西宮記」の「仁寿殿東庭例」の勘物に載せられている。ところで延喜七年については『日本紀略』に「於綾綺殿相撲」、天暦四年については『西宮記』に「於綾綺殿有相撲事」とある。しかし『禁中相撲部類記』(25)「八月於仁寿殿召五番例」に引かれた天暦四年の相撲の記事に「仁寿殿東廂壇上間立大床子」とあり、『西宮記』にもほぼ同じ文章がみえる。以上から天皇の座を仁寿殿東廂に設けており、相撲の場が仁寿殿東庭であることがわかる。

なお手番の二番に「左兵衛宇治部勝雄」がみえる。九世紀以来相撲人は近衛・兵衛から選ぶとされ、『内裏式』『西宮記』などの儀式書にも記されている。しかし実際の相撲人として史料に登場するのは、近衛の人々であり、管見に入るところでは、兵衛ではこの勝雄のみである。<sup>(26)</sup>

次の手番は天暦四年八月十日に同じく仁寿殿東庭で行われた村上天皇の相撲御覽である。この時には注記にもみえるように、延喜七年の例にならつて行われた。また延喜七年では「左近衛」「右近衛」と書かれていた手番の相撲人の表記が、こちらでは「左」「右」のみに変わっている。近衛・兵衛から選抜されていた相撲人が近衛に限定されて行く変化に伴うものであろう。<sup>(27)</sup>

天暦十年八月十八日も仁寿殿東庭での村上天皇の相撲御覽である。この臨時相撲のみ手番が載せられておらず、「手結可尋入也」と注記されている。

『日本紀略』当日条に「摂政藤原兼家の東三条第<sup>(源雅信・藤原為光)</sup>臨時相撲が行われた。

「有音楽」とあり、「小記目録」(第六)では「(永延元年)同年八月九日、摂政第有五番相撲事」「同月十二日、摂政第有三番布引事」とある。十二日の「布引」とは左右の相撲人に布を引かせて力競べをさせる余興である。「臨時五番」所掲の他の例はいずれも天皇の相撲御覽であるが、当時一条天皇は元服前の八歳であり、摂政が代わって行つたという意味があるのでろうか。翌二年八月には、十九日に東宮(小右記)、二十二日に清涼殿(小記目録)第六で童相撲が行われている。

長保二年(一〇〇〇)八月十二日は、里第一条第で行われ、天暦四年が先例とされた。この開催の契機について『權記』七月二十八日条に、一条天皇が當時蔵人頭であった記主藤原行成に語った言葉として、「被仰云、拔出五番、左方皆負、来月上旬重可召五番、又被仰云、罷向(藤原道長)左大臣第可仰、昨今不參甚有遺恨、所勞若宜、可能行歩者、參入之日、欲召五番、如何」とみえる。すなわち天皇は、当日行われた拔出(選抜相撲)において五番全てに左方が負けたことを理由に、臨時五番を行うこととする。その際に天皇は藤原道長に対して、彼が所勞のため相撲節に不参であったことが残念なので、道長が参内できる日に開催したいと伝えている。なお天皇が左方が全敗したため再度相撲を行わせようとしたことについては後に検討する。

寛弘四年(一〇〇七)八月二十日は、長保二年の例にならつて同じく一条内裏で行われた。『御堂闕白記』の当日条に「相撲五番有召事、如前儀、是余不參召合、仍有御意、恐申無極」とあり、やはり道長が相撲節に不参であったため天皇の意向で臨時相撲が催されたことがわかる。

延久三年(一〇七一)八月三日の後三条天皇の相撲御覽は、当時の里内裏四条殿で行われた。『百練抄』当日条に「一條院例也」とあり、長保あるいは寛弘の例にならつたとされる。続いて「但記云、宇治前相國被申云、五番相撲是古今秘藏事也、仍公卿有其選、非職常人輒不見物事

也」と、頬通が五番相撲は秘事であるから参列者を限定すべきだと述べたことが記されている。ただしここに引かれた「或人記」にはそうした経緯はみえず、また記主などについても不明である。

承暦三年八月十七日は、清涼殿で行われた白河天皇の相撲御覽である。『為房卿記』には「子細在別記」とあり、本記には五番相撲・布引が催されたことが簡潔に記されている。

以上の次に前述の注記があり、続いて『中右記』の寛治二年の記事がある。堀河天皇が白河上皇御所大炊殿に行幸して行われた相撲御覽である。本記とは文章が多少異なっているとともに、本記では手番が記事中にありかつ相撲人の名のみであるのに対して、冒頭に手番が置かれたた姓名が記されている。

次に載せられた嘉保二年八月八日条は、本記には「可有行幸院也、朝間甚雨、暫被相待晴也、不能委記、相撲七番御覽、件日記委見尊林也、仍不私記也、又時節日記所尋得也」と記される。すなわち宗忠はこの院御所閑院第での堀河天皇の臨時相撲御覽については、父宗俊の日記「尊林」が詳しいため自分は日記を残さず、その他に当時蔵人右衛門権佐右少弁平時範の日記を入手した、といふのである。おそらく宗忠自身も日記は書いたことであろうが、父の日記の内容を見てこうした処理をしたのであろう。部類に採られた記事は、本記の文章の趣旨から「尊林」と考えてよいのではないか。記事中の人物の表記などにも矛盾はない。

## 五

ここで改めて「臨時五番」に掲載された臨時相撲についてみてみよう。前述した一条天皇の臨時相撲に対する関わりのうち、左方が負けたとして再び勝負を行おうとする考え方は、一人一条天皇のみのものではなかつた。

(30)『北山抄』が引く『宇多天皇記』寛平四年（八八九）八月一日条では、当日の召合の相撲十七番の結果について左の勝が十一人、右の勝が二人、勝負無しが二人であつたとする。続いて「此度左近勝者多、不可有其情、朕唯任理断判、承和大臣良房藤原朝臣伺得天氣、論定勝負、諺曰、左方為帝王方、貞觀以前尤有此事、元慶以来只任正理」と、情にまかせて左の勝としたのではなく「理」によって判定したと記されている。その天皇に対し良房が、貞觀以前は左方を天皇方とする習いであったと述べているが、別稿Ⅱで触れたように、このことは貞觀以前というよりは『内裏式』より更に前の、天皇への従属儀礼や年占としての性格が強い相撲節における形式であったと思われる。

しかし儀式としては失われながらも、天皇家の意識の底流として継承されていたようである。一条天皇の行為も勝つべきである天皇方が全敗したため、臨時相撲によつてその負けを祓おうという意図があつたのではないか。一条天皇の次の二条天皇ではさらに切実な感情が伴つていた。長和二年（一二〇一三）の『小右記』によれば、七月二十九日、八月一日に行われた召合・御覽の翌二日条に、八月七日に臨時五番を行うとの宣言が下されたことが記されている。そして臨時相撲について、頭中将藤原公信の「左勝之年無五番」との説が天皇に奏されたことを聞き、記主実資が天暦五年には召合で左が勝つたが臨時五番が行われたと異論を述べている。

四日条には、三条天皇が実資の兄藤原懷平に密かに語つた言葉として、「吾相撲日祈念伊勢大神、今年始有相撲、若宝位可無動者、左相撲一二三番可勝、以之可知也、而一二三番勝了者」とみえる。そして対する右方の大将であつた実資は、次のように書き留めている。召合の一二三番とも右方が勝つてしかるべき内容であつた、ことに一番の県高平は有利な体勢になつたのに為すすべなく負けてしまつた、後日高平はまじない

をかけられたかのようだと語った、今天皇の言葉を聞き、「且恐且悦、不思相撲之負、只歎宝位之久」である、と。

結局道長が触穢となつたため、臨時相撲は中止された。

よく知られているように三条天皇は道長と関係が悪く、退位を迫られるのではないかという圧迫感を感じていた。そうした感情が高じて相撲の勝負に皇位（宝位）の安泰を託すような心になつたのであろう。その底には天皇家に連綿と伝えられた相撲に関わる意識があつたと考えられる。

しかしこうした意識は、十世紀後半の時期にはすでに限られた人々にしか共有されていなかつたのではないか。自他ともに許す有職故実家の実資でさえ、三条天皇の言葉に心を動かされても、召合で左が勝つたときは臨時五番を行わないという公信の説の意味を理解していないように見える。

実資が右大将として相撲使の発遣を始めとする相撲節の運営にあたり、右方の勝利に努めたことは『小右記』の各所に散見する。<sup>(31)</sup> その中には強力な相撲人を集めることだけでなく、陰陽師を念人に定めて督励し右方の勝利を祈念させることもあった。長元四年（一〇三二）七月二十九日

の召合では、右方の勝数が多かつたことを賞し、陰陽師大中臣為利に近衛府の絹二疋を賜つている。左方にに対する斟酌はつかがえない。

一方で延久三年の臨時相撲の際に、「五番相撲是古今秘藏事也」と述べた頼通の言は、天皇家が相撲に対して持つ意識を承知した上で発言<sup>(32)</sup>と理解することもできよう。

実資の時代から一世紀近く後の、部類の作成者である宗忠はどうであつたか。注記にいうように臨時相撲が「希代事」であるという認識は存在するが、彼が実見した寛治二年・嘉保二年のいずれの時も、本記や部類に相撲の勝負が天皇に関わるという記事はみえない。また天永二年相撲

節の召合での右の大勝について、「度々見召合、右方得勝未有如此事、今年毎度得勝、右方面目之秋歟」と記し、やはり左方に意味を見ていいことを示している。

そしてこれは宗忠に限られたことではなく、十一世紀末の頃には天皇家においても相撲を皇位の徵としてとらえることはなく、一つの娯楽とする見方が定着していいたように思われる。両度の相撲御覽が行われた年の相撲節における召合の勝敗は、寛治二年が右の勝、嘉保二年が左の勝であった。<sup>(33)</sup> 嘉保二年の相撲御覽については『為房卿記』七月二十五日条に「今日於院被定閑院行幸事、可有五番相仍自今以後可被江中納言書定文」とあり、あらかじめ相撲節以前に行幸の際に相撲を行うことが定められており、八月六日には行幸試乗が行われている。<sup>(34)</sup> すなわちこの催しは、相撲のもつ象徴性とは関わりなく、堀河天皇が父白河上皇の御所に行幸とともに相撲を見るという、朝覲行幸的性格を合せ持つ行事となつており、そこには相撲節に臨席できない上皇が相撲を楽しむ機会を作るという意識が働いていたのではないか。

## 六

最後に改めて『中右記部類』第七について整理しておく。

これまで述べてきたように、宗忠の関心が儀式次第とともに相撲人になつたことは明らかである。すなわち「最手歴名」を付載し、前述の注記のある天暦十年以外の全てに手番を掲載して、『中右記』本記に手番がない場合は付け加え、名のみの場合は姓を加えている。また「臨時五番」のなかには、記事の内容が手番のみといえる年もある。かなり明確な編集方針だが、宗忠の興味の理由については、相撲の娯楽性との関連などが考えうるが定かではない。

また第七は、前半の「相撲」においては『中右記』本記を修正した

記事に手番を補い、「臨時五番」は大部分が『中右記』以外の史料で構成され、『中右記』が一件採用されている。このように『中右記』以外の史料も利用して作成された卷は、現存の九条本『中右記部類』の中では他はない。第七が収めた相撲節は、前述のように年中行事といつても『中右記』の時代である十一世紀後半から十二世紀前半にかけては断続的に挙行されるようになっていた。『中右記』の執筆された寛治元年（1081年）保延四年（一一三八）の間に相撲節の開催は九回であつた（付表1参照）。「臨時五番」は、今までみてきたように節の後日に天皇が相撲節相撲人の相撲を観るという臨時の行事であり、実際に行われた回数は相撲節より更に少なく、この期間には九条本にみえる二回のみである。別稿に述べたように九条本『中右記部類』は単なる自分の日記の部類ではなく、行事の参考書的な目的で作成され、その成立は保安三年の相撲節から二十年ほど経た一一三〇年代前半ではないかと思われる。『中右記』に実例が少ない「臨時五番」に関して、さかのぼつて他の史料を大幅に収載したのである。

なお散逸した卷にもこうした他の史料の掲載が存在したかどうかは不明だが、併載されている次第の中では『中右記』以前の例も引かれている。逸失した卷が二十巻以上想定され、九条本『中右記部類』の儀式史料集的側面を考慮すると、存在の可能性は皆無ではないと思われる。

〔註〕

- (1) 相撲節に関する、倉林正次「七月七日節」（『饗宴の研究（文学編）』桜楓社、一九六九）、山中裕『平安朝の年中行事』（『書房』、一九七二）、荻美津夫「相撲儀式と樂舞」（『古代文化』三二一二、一九七九）、野口実「相撲人と武士」（『中世東国史の研究』所収、東京大学出版会、一九八八）、大日方克己「相撲節」（『古代國家と年中行事』吉川弘文館、一九九三）、新田一郎「相撲の歴史」（山川出版社、一九九四）、山田知子『相

撲の民俗史』（東京書籍、一九九六）、拙稿I「平安前期の相撲節」（『国立歴史民俗博物館研究報告』七四、一九九七）、同II「平安前期の相撲人」（『東京大学史料編纂所研究紀要』七、一九九七）などを参照。

- (2) 「古代中世史料研究（仮題）」（吉川弘文館、一九九八年刊行予定）所収。以下別稿と称する。

- (3) 『中右記部類』については「中右記部類」（『図書叢典籍解題』、統歴篇、一九五一）、橋本義彦「部類記について」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六）、戸田芳実『中右記』（そしえて、一九七九）、益田宗「解説」（『中右記』四所収、『陽明叢書記録文書篇』七、思文閣出版、一九八九）など参照。

- (4) 註(3)前掲『図書叢典籍解題』、岩橋小弥太「口言部類」（『群書解題』五所収、続群書類從完成会、一九六〇）、橋本註（3）前掲論文などの論考において、近世の写本により第一を補うことができ、現在十三巻が知られるところとされ、定説となつてゐる。しかし第一にあたるとされる史料は、

『年中行事』（一巻）及び『口言部類』（一巻）と題されて東山御文庫に所蔵される二点の古写本を粗本としており、これらの書は九条本とは同一の系統ではあるものの九条本の第一ではないと思われる。このことについては別稿参照。

- (5) 註(3)前掲論文。

- (6) 「九条家文書」「中右記裏文書」「平安遺文」一一「解説」、東京堂出版版、一九六四所収。

- (7) 『平安鎌倉未刊詩集』所収（『図書叢叢刊』、明治書院、一九七二）。また天理図書館に所蔵される第五・第九は、「中右記部類紙背漢詩」の題名で『平安詩文残篇』（天理図書館善本叢書）和書之部五七、天理大学出版部、一九八四に収載され、影印刊行されている。研究として川口久雄「院政前期の漢文学」（『平安朝日本漢文学史の研究』下、明治書院、一九六二）、後藤昭雄「本文解説」（『平安詩文残篇』解題所収）、同「『中右記部類』卷二十八紙背漢詩をめぐって」（『平安朝漢文文献の研究』吉川弘文館、一九九三）がある。

- (8) 土田直鎮「奈良平安時代史研究」所収（吉川弘文館、一九九二）。土田

氏にはこの史料について「公卿補任の成立」「中右記部類紙背の公卿補任」の研究がある（同書所収）。

(9) 形態および紙背の漢詩集については、川口註（7）前掲論文、註（7）前掲『中右記部類紙背漢詩集』、註（7）前掲『中右記部類紙背漢詩』、

後藤註（7）前掲論文参照。

(10) 『中右記部類』、一四冊、京都大学文学部所蔵、分類番号四二三一・八。

なお後藤註（7）前掲論文に、現存の九条本になく勧修寺本にのみみえる第二十八紙背の漢詩集が翻刻掲載され検討されている。この部分に関することも含め勧修寺本については別稿参照。

(11) 『口言部類』、一二冊、宮内庁書陵部所蔵、函号三五〇・五四一。鷹司本については別稿参照。

(12) 註（7）前掲『中右記部類紙背漢詩集』では空白の個所を鷹司本により補っている（四三頁上段九行一下段五行）が、解題および傍注においてその問題点を指摘している。なお押紙の紙背の漢詩集については別稿で検討している。

註（7）前掲論文参照。

(14) 『古典籍下見展観大入札会目録』（東京古大会、一九九七）二三六号

「相撲最手記録断簡」。一九九八年正月現在井上書店で待賈中である。

『古典籍特輯古書併載目録』三三「九条家本中右記部類断簡」（五八番）。

(15) 平安後期の最手の相撲人については、野口実「秀郷流小山氏・足利氏」

（坂東武士団の成立と發展）弘生書林、一九八二）、峰岸純夫「相撲人『中右記』」（『関城町の歴史』三、一九八三）、野口註

(3) 前掲論文、本郷琢兒「相撲節における最手、脇の意義」（立正史学』八一、一九九七）などの論考がある。

【中右記】八月二十日条。

【檮囊抄】「相撲」「内取以後召合停止」「永久四八十六、内記十七日大炊殿」

【中右記】八月二十日条。

【殿暦】八月十六日条。

卷三第三五「相撲人成村常世勝負語」

【日本紀略】永延元年七月二十一日条、「檮囊抄」「相撲」「別當宣下」

「永延元七廿二」

大日方註（3）前掲論文、註（3）前掲拙稿I参照。

(22) (23) なお忠と同時期の大江匡房の著作『続本朝往生伝』が、一条天皇の時代をたたえて「天下之一物」をあげ、その中に相撲人も含まれることが知られている。ただし『往生伝』は「異能」（相撲人）を「私宗平、三

宅時弘」から始めており、相撲人の人名表記も「最手歴名」とは異なる。

この「歴名」との直接の関係は考えられない。

『大日本史料』一一二、延喜七年七月二十九日条。

(24) (25) 宅時弘から始めており、相撲人の人名表記も「最手歴名」とは異なる。

『大日本史料』一一二、延喜七年七月二十九日条。

(26) (27) 註（3）前掲拙稿II参照。

『大日本史料』一一十、同日条。

(28) (29) 註（3）前掲拙稿II参照。

『西宮記』、『權記』長保二年八月十二日条。

(30) (31) 「羽林要抄裏書」。同じ内容が『江家次第』「相撲召仰」の勘物にも引かれている。

佐々木恵介「『小右記』にみる撰閑期近衛府の政務運営」（『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三）、新田註（3）前掲書参照。

(32) (33) (34) (35) 本文で取り上げた長元四年の他に、『小右記』万寿四年（一〇一七）七月二十二、二十三、二十七日条などにみえる。

『中右記』七月二十六日条。

【為房卿記】七月三十日条。

【為房卿記】および【中右記】同日条。

（9）「中右記部類」と相撲（吉田）

付表1 『中右記』と相撲節

年号	西暦	相撲節	中右記	中右記部類
寛治2	1088	7/26, 7/27	○	○
		8/7※	○	○
寛治5	1091	7/29, 7/30	○	×
寛治6	1092	7/29, 7/30	○	○
寛治7	1093	7/30, 8/1	○	×
嘉保2	1095	7/30, 8/1	○	○
		8/8※	△	△
康和2	1100	7/27, 7/28	—	×
長治1	1104	7/28, 7/29	○	×
天永2	1111	8/20, 8/21	○	○
保安3	1122	8/19, 8/21	—	×

1. 相撲節の※は臨時相撲御覧。
2. 中右記のーは本記が現存しない。
3. 嘉保2年の臨時相撲御覧については本文参照。

付表2 臨時五番

年号	西暦	月日	場所	天皇
延喜7	907	8/9	仁寿殿東庭	醍醐
天曆4	950	8/10	仁寿殿東庭	村上
天曆10	956	8/18	仁寿殿東庭	村上
永延1	987	8/9	東三条第（藤原兼家）	（一条）
長保2	1000	8/12	一条院（内裏）	一条
寛弘4	1007	8/20	一条院（内裏）	一条
延久3	1071	8/3	四条宮（内裏）	後三条
承暦3	1079	8/17	清涼殿	白河
寛治2	1088	8/7	大炊御門第（白河上皇御所）	堀河
嘉保2	1095	8/8	閑院第（白河上皇御所）	堀河

〔史料〕  
「臨時五番」（『中右記部類』第七所収、国立歴史民俗博物館所蔵）

凡例

一、原則として当用漢字を用い、読点（、）並列点（・）抹消符（〃）を施した。

一、編者の加えた校訂注のうち、本文に置き換えるべき文字を含むものには（）、それ以外のものには（）を施した。

一、底本の破損箇所を宮内庁書陵部所蔵の九条家旧藏新写本（『中右記』新写本五十冊のうち。函号二六一・二〇四）により補つた場合は略号シを注した。

一、相撲人の姓名に関して、同一人と思われる人物で複数の表記がみえ、正しい表記が確定できない場合は注を付さなかつた。

本史料の翻刻を許可された国立歴史民俗博物館に感謝の意を表する。

臨時五番

延喜七年八月九日、

一番、左近衛物部宗成、勝  
二番、右近衛中臣安丸、勝  
三番、左近衛宇治部勝雄、勝  
四番、右近衛陸奥朝忠、勝  
五番、右近衛額田松行、勝  
右近衛多治比助則、勝

次有布引事、

天暦四年八月十日、仁寿殿東庭、

延喜七年例、

一番、左完人高行、右佐伯豊材、右最手、勝、

二番、右陸奥朝利、右助手、

三番、右御手代利門、

四番、右額田正頼、勝、

五番、右巨智時直、勝、

三番、右船（船）、

四番、右額田正頼、勝、

五番、右巨智時直、勝、

次有舞、

一、相撲人の姓名に関する注

二、相撲人の姓名に関する注

三、相撲人の姓名に関する注

四、相撲人の姓名に関する注

五、相撲人の姓名に関する注

六、相撲人の姓名に関する注

七、相撲人の姓名に関する注

八、相撲人の姓名に関する注

九、相撲人の姓名に関する注

十、相撲人の姓名に関する注

十一、相撲人の姓名に関する注

十二、相撲人の姓名に関する注

十三、相撲人の姓名に関する注

十四、相撲人の姓名に関する注

十五、相撲人の姓名に関する注

十六、相撲人の姓名に関する注

十七、相撲人の姓名に関する注

十八、相撲人の姓名に関する注

十九、相撲人の姓名に関する注

二十、相撲人の姓名に関する注

二十一、相撲人の姓名に関する注

二十二、相撲人の姓名に関する注

二十三、相撲人の姓名に関する注

二十四、相撲人の姓名に関する注

二十五、相撲人の姓名に関する注

二十六、相撲人の姓名に関する注

二十七、相撲人の姓名に関する注

二十八、相撲人の姓名に関する注

二十九、相撲人の姓名に関する注

三十、相撲人の姓名に関する注

三十一、相撲人の姓名に関する注

三十二、相撲人の姓名に関する注

三十三、相撲人の姓名に関する注

三十四、相撲人の姓名に関する注

三十五、相撲人の姓名に関する注

三十六、相撲人の姓名に関する注

三十七、相撲人の姓名に関する注

三十八、相撲人の姓名に関する注

三十九、相撲人の姓名に関する注

四十、相撲人の姓名に関する注

四十一、相撲人の姓名に関する注

四十二、相撲人の姓名に関する注

四十三、相撲人の姓名に関する注

四十四、相撲人の姓名に関する注

四十五、相撲人の姓名に関する注

四十六、相撲人の姓名に関する注

四十七、相撲人の姓名に関する注

四十八、相撲人の姓名に関する注

四十九、相撲人の姓名に関する注

五十、相撲人の姓名に関する注

五十一、相撲人の姓名に関する注

五十二、相撲人の姓名に関する注

五十三、相撲人の姓名に関する注

五十四、相撲人の姓名に関する注

五十五、相撲人の姓名に関する注

五十六、相撲人の姓名に関する注

五十七、相撲人の姓名に関する注

五十八、相撲人の姓名に関する注

五十九、相撲人の姓名に関する注

六十、相撲人の姓名に関する注

六十一、相撲人の姓名に関する注

六十二、相撲人の姓名に関する注

六十三、相撲人の姓名に関する注

六十四、相撲人の姓名に関する注

六十五、相撲人の姓名に関する注

六十六、相撲人の姓名に関する注

六十七、相撲人の姓名に関する注

六十八、相撲人の姓名に関する注

六十九、相撲人の姓名に関する注

七十、相撲人の姓名に関する注

七十一、相撲人の姓名に関する注

七十二、相撲人の姓名に関する注

七十三、相撲人の姓名に関する注

七十四、相撲人の姓名に関する注

七十五、相撲人の姓名に関する注

七十六、相撲人の姓名に関する注

七十七、相撲人の姓名に関する注

七十八、相撲人の姓名に関する注

七十九、相撲人の姓名に関する注

八十、相撲人の姓名に関する注

八十一、相撲人の姓名に関する注

八十二、相撲人の姓名に関する注

八十三、相撲人の姓名に関する注

八十四、相撲人の姓名に関する注

八十五、相撲人の姓名に関する注

八十六、相撲人の姓名に関する注

八十七、相撲人の姓名に関する注

八十八、相撲人の姓名に関する注

八十九、相撲人の姓名に関する注

九十、相撲人の姓名に関する注

九十一、相撲人の姓名に関する注

九十二、相撲人の姓名に関する注

九十三、相撲人の姓名に関する注

九十四、相撲人の姓名に関する注

九十五、相撲人の姓名に関する注

九十六、相撲人の姓名に関する注

九十七、相撲人の姓名に関する注

九十八、相撲人の姓名に関する注

九十九、相撲人の姓名に関する注

一百、相撲人の姓名に関する注

一百一、相撲人の姓名に関する注

一百二、相撲人の姓名に関する注

一百三、相撲人の姓名に関する注

一百四、相撲人の姓名に関する注

一百五、相撲人の姓名に関する注

一百六、相撲人の姓名に関する注

一百七、相撲人の姓名に関する注

一百八、相撲人の姓名に関する注

一百九、相撲人の姓名に関する注

一百十、相撲人の姓名に関する注

一百十一、相撲人の姓名に関する注

一百十二、相撲人の姓名に関する注

一百十三、相撲人の姓名に関する注

一百十四、相撲人の姓名に関する注

一百十五、相撲人の姓名に関する注

一百十六、相撲人の姓名に関する注

一百十七、相撲人の姓名に関する注

一百十八、相撲人の姓名に関する注

一百十九、相撲人の姓名に関する注

一百二十、相撲人の姓名に関する注

一百二十一、相撲人の姓名に関する注

一百二十二、相撲人の姓名に関する注

一百二十三、相撲人の姓名に関する注

一百二十四、相撲人の姓名に関する注

一百二十五、相撲人の姓名に関する注

一百二十六、相撲人の姓名に関する注

一百二十七、相撲人の姓名に関する注

一百二十八、相撲人の姓名に関する注

一百二十九、相撲人の姓名に関する注

一百三十、相撲人の姓名に関する注

一百三十一、相撲人の姓名に関する注

一百三十二、相撲人の姓名に関する注

一百三十三、相撲人の姓名に関する注

一百三十四、相撲人の姓名に関する注

一百三十五、相撲人の姓名に関する注

一百三十六、相撲人の姓名に関する注

一百三十七、相撲人の姓名に関する注

一百三十八、相撲人の姓名に関する注

一百三十九、相撲人の姓名に関する注

一百四十、相撲人の姓名に関する注

一百四十一、相撲人の姓名に関する注

一百四十二、相撲人の姓名に関する注

一百四十三、相撲人の姓名に関する注

一百四十四、相撲人の姓名に関する注

一百四十五、相撲人の姓名に関する注

一百四十六、相撲人の姓名に関する注

一百四十七、相撲人の姓名に関する注

一百四十八、相撲人の姓名に関する注

一百四十九、相撲人の姓名に関する注

一百五十、相撲人の姓名に関する注

一百五十一、相撲人の姓名に関する注

一百五十二、相撲人の姓名に関する注

一百五十三、相撲人の姓名に関する注

一百五十四、相撲人の姓名に関する注

一百五十五、相撲人の姓名に関する注

一百五十六、相撲人の姓名に関する注

一百五十七、相撲人の姓名に関する注

一百五十八、相撲人の姓名に関する注

一百五十九、相撲人の姓名に関する注

一百六十、相撲人の姓名に関する注

一百六十一、相撲人の姓名に関する注

一百六十二、相撲人の姓名に関する注

一百六十三、相撲人の姓名に関する注

一百六十四、相撲人の姓名に関する注

一百六十五、相撲人の姓名に関する注

一百六十六、相撲人の姓名に関する注

一百六十七、相撲人の姓名に関する注

一百六十八、相撲人の姓名に関する注

一百六十九、相撲人の姓名に関する注

一百七十、相撲人の姓名に関する注

一百七十一、相撲人の姓名に関する注

一百七十二、相撲人の姓名に関する注

一百七十三、相撲人の姓名に関する注

一百七十四、相撲人の姓名に関する注

一百七十五、相撲人の姓名に関する注

一百七十六、相撲人の姓名に関する注

一百七十七、相撲人の姓名に関する注

一百七十八、相撲人の姓名に関する注

一百七十九、相撲人の姓名に関する注

一百八十、相撲人の姓名に関する注

一百八十一、相撲人の姓名に関する注

一百八十二、相撲人の姓名に関する注

一百八十三、相撲人の姓名に関する注

一百八十四、相撲人の姓名に関する注

一百八十五、相撲人の姓名に関する注

一百八十六、相撲人の姓名に関する注

一百八十七、相撲人の姓名に関する注

一百八十八、相撲人の姓名に関する注

一百八十九、相撲人の姓名に関する注

一百九十、相撲人の姓名に関する注

一百九十一、相撲人の姓名に関する注

一百九十二、相撲人の姓名に関する注

一百九十三、相撲人の姓名に関する注

一百九十四、相撲人の姓名に関する注

一百九十五、相撲人の姓名に関する注

一百九十六、相撲人の姓名に関する注

一百九十七、相撲人の姓名に関する注

一百九十八、相撲人の姓名に関する注

一百九十九、相撲人の姓名に関する注

一百二十、相撲人の姓名に関する注

一百二十一、相撲人の姓名に関する注

一百二十二、相撲人の姓名に関する注

一百二十三、相撲人の姓名に関する注

一百二十四、相撲人の姓名に関する注

一百二十五、相撲人の姓名に関する注

一百二十六、相撲人の姓名に関する注

一百二十七、相撲人の姓名に関する注

一百二十八、相撲人の姓名に関する注

一百二十九、相撲人の姓名に関する注

一百三十、相撲人の姓名に関する注

一百三十一、相撲人の姓名に関する注

一百三十二、相撲人の姓名に関する注

一百三十三、相撲人の姓名に関する注

一百三十四、相撲人の姓名に関する注

一百三十五、相撲人の姓名に関する注

一百三十六、相撲人の姓名に関する注

一百三十七、相撲人の姓名に関する注

一百三十八、相撲人の姓名に関する注

一百三十九、相撲人の姓名に関する注

一百四十、相撲人の姓名に関する注

一百四十一、相撲人の姓名に関する注

一百四十二、相撲人の姓名に関する注

一百四十三、相撲人の姓名に関する注

一百四十四、相撲人の姓名に関する注

一百四十五、相

寶弘四年八月十八日(廿)、一条院中殿東庭、

一番、左三春時正、申障兩度、時正指損血出被人、

右越智常世、共最手等也、

左大井光遠、申障、不被免、恒正取手神妙被人了、

右秦恒正、申障、不被免、恒正取手神妙被人了、

左伊豆氏繼、勝、

右中臣為雄、勝、

左宇佐利村、勝、

右葛井重賴、勝、

次有布引事、

右真上勝岡、申障、助手、

左大井光遠、申障、助手、

右小野高恒、持、

右豐原惟助、持、

左宇佐利村、勝、

右葛井重賴、勝、

左宇佐利村、勝、

右葛井重賴、勝、

二人取長庭一枚敷慢前、東西相去、次有布曳興、不能委記、

左御長忠雄、持、右方頗勝、依天判為持、

右小野高恒、持、右方頗勝、依天判為持、

或人記曰、延久三年八月三日乙卯、天晴、於四條宮西對南面、(後二条天皇)御覽臨時  
相撲五番、未時諸卿參集殿上、(先)光令藏人頭(師夷)、(伊房朝臣)召大臣、(藤原師実)是手  
番之事歟、(左右相撲十人之名)、左大臣帰出之後、伊房朝臣召諸卿、左大臣以下

次第參上着座、(南庭兼敷)次左少將俊明朝臣、右少將家賢朝臣着出居座、

即依天氣、左大臣先向左方仰云、忠雄進礼、次向西仰云、高恒進右最手、

各出於前庭、合手之間、忠雄突高恒扇、然而不動、次又合額之後、高

恒打忠雄(力)、上頸、忠雄即突兩手僵臥之後、高恒早欲退之程、又(以力)顛倒、

衆人失色、敢無出詞、去天元五年御覽、左右最手真髮成村、海常吉決勝

負後、絕無此事也、次助手左恒則、右兼光手合之後、恒則申障、殊有

天許、次左友高、右惟助取合取離、光景推移、依無勝負遂被入了、抑此

兩人先帝御時(後洛宗天皇)決勝負日、惟助得勝、今幸被召合、仍友高須進責也、然(點)點

止、頗遺恨歟、左恒利、右季定、須臾之間季定負了、次左季定(秀)白負了、

右遠恒、是今年召合之日、決雌雄處、遠恒勝了、而重被合也、遠恒頻申

此由、無裁免間、左勇雖出取手、敢無勝負、永季還又申障、二个度、仍

有恩許、次左大臣召伊長庭房朝臣、仰可賜左右相撲座之由、即掃部寮

承暦三年八月十七日、清涼殿、

一番、右最手小野恒利、有仰被入、

右最手小野泰経、

- 二番、右助手小野友高、  
左豊原惟助、申隣被人、
- 三番、右茹田季貞、勝、  
左大藏永季、<sup>秀</sup>勝、
- 四番、右小野奉元、<sup>秀</sup>勝、  
左藤井恒時、<sup>則</sup>勝、  
右紀成清、牽入時則於方屋中了、
- 五番、右藤井恒時、<sup>則</sup>勝、  
左大藏永季、<sup>秀</sup>勝、
- 六番、右最手豊原惟助、<sup>利</sup>申隣被人、
- 一番、右最手豊原惟助、<sup>利</sup>申隣被人、
- 二番、右助手小野友高、<sup>高</sup>申隣被人、
- 三番、右左原直、<sup>秀</sup>申隣被人、  
(衍)成清、申隣十五度、力尽被免、
- 四番、右左原利貞、<sup>利</sup>申隣被人、  
左藤井恒時、勝、
- 五番、右左原直、<sup>秀</sup>申隣被人、  
左藤井恒時、勝、
- 六番、右左原利貞、<sup>利</sup>申隣被人、  
左松井則貞、勝、
- 七番、右左原利貞、<sup>利</sup>申隣被人、  
右丈部永國、勝、
- 次有音樂、
- 今日儀、天晴、有行幸、已時、依近々被用歩儀、但上卿有文帶、次將・佐等闕脇・平朝錄也、經左近陣出自左衛門陣、経自二条大路并洞院西大路入御、先於西中門留御輿、御西対、暫<sup>御</sup>此間發乱声、午時許渡御寢殿、上皇主上同御、垂御簾、<sup>有張</sup>此間又發乱声、各振<sup>源</sup>召公卿、<sup>頭中将雅俊</sup>朝臣召之、<sup>源</sup>左大臣以下列立昇之、以寶子敷為公卿座、自中央間西一列、<sup>東上</sup>北面、衛府
- 殿、<sup>源</sup>上皇主上同御、垂御簾、<sup>有張</sup>此間又發乱声、各振<sup>源</sup>召公卿、<sup>頭中将雅俊</sup>朝臣召之、<sup>源</sup>左大臣以下列立昇之、以寶子敷為公卿座、自中央間西一列、<sup>東上</sup>北面、衛府
- 公卿帶弓箭、次將亦同、次相撲儀、出居<sup>近衛</sup>一府帶弓箭、<sup>用朝床</sup>籌指・相撲長等用召合之儀、
- 次有布成事、  
已上依為希代事、引人々記所書入也、
- 寛治二年八月七日、行幸院御所大炊御門第、  
(堀河天皇)  
(白河上皇)
- 嘉保二年八月八日、辛未、時々小雨、為御覽臨時相撲、可有行幸院御所閑院也、已時天晴、<sup>源</sup>大殿・<sup>源</sup>閑白殿・<sup>源</sup>左大臣以下皆參、御出南殿、行幸成、近々之間步行幸也、御輿至閑院東門、暫止御輿、以權大納言被申事由、入御、上皇御寢殿母屋<sup>中間之</sup>、<sup>源</sup>閑白數御拝御座、次南庇御拝之後、還御于本御所、即垂母屋御簾出御、左大臣<sup>以下着シ</sup>簾子円座、左右次將進左右相撲夾名各十人、付奏者進之、左大臣依仰被仰樂行事、右少將能後<sup>源</sup>各向樂屋、則亂声、<sup>猶</sup>季資<sup>一資</sup>助忠振鉢、次取左右次將胡床、相撲長・籌刺等円座、<sup>源</sup>光末<sup>多</sup>助<sup>源</sup>藤原<sup>左少將有家</sup>、<sup>源</sup>藤原<sup>公胤</sup>、<sup>源</sup>敦清<sup>兼久</sup>、<sup>源</sup>敦定<sup>左少將宗輔</sup>、<sup>源</sup>藤原<sup>無外衛出居</sup>、<sup>源</sup>藤原<sup>府生</sup>、立合出、<sup>源</sup>藤原<sup>皆如節</sup>、<sup>源</sup>藤原<sup>左右官人狩胡籤</sup>、依行幸也、左大臣依御氣色仰左方云、恒利進札、又仰右方云、季貞進札、共最手也、
- 一番最手、<sup>助力</sup>左大藏永季、<sup>秀</sup>未及手合被人、
- 二番最手、<sup>助力</sup>左大藏永季、<sup>秀</sup>申隣入、
- 三番、<sup>右豊原惟遠</sup>左大藏永季、<sup>秀</sup>申隣入、  
右豊原惟遠、手損血出、被人了、及七八度被申許、不勝負、今日遺恨、但惟遠重服也

四番、

五番、

六番、

七番、

右中臣貞末、勝、  
右服経方、勝、  
左越智弘光、勝、  
右奏季任、  
左藤井守貞、勝、  
右県等、  
左藤井信直、勝、  
右綾定久、

七番之間小雨下、舞明日可御覽、有議、此間左大臣以下候殿上、雨已止了、又如本人々還着御前座、爰左大臣奏云、召合之日、奏樂之間被上御簾、是常事也、仍大殿令上給、奏音樂、賀和(殿)、十人、地久、十人、散手、光季、給爵、左大臣起座、被仰下、貴德(源師忠)、佐忠、采桑老、資忠、給爵、林歌、此間供庭燎、有送物、御本、中宮御馬二疋、不置移、少將忠教、次有院司賞、大夫取之、御馬一疋、能俊引之、(藤原)、因幡守長実(藤原)、叙正四位下、院別當、大膳大夫家範(藤原)、同叙正四位下、(都芳門院)、殿上人取祿給公卿、寄輿於中門下、大殿、左大臣不參、還御給、閔白以下供奉、